

児童扶養手当制度

～ひとり親家庭の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援します～

◆手当を受けることができる方（支給要件）

次の要件に該当する児童を養育している父、母又は父母に代わって養育している方です。

【年齢】 満18歳に達した年度の3月31日まで

ただし、児童が心身に中度以上の障がいのある場合(特別児童扶養手当該当程度)は20歳未満まで。

【状況】 児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること

- ① 父母が離婚している
- ② 父または母が死亡している
- ③ 父または母が重度の障がいがある
- ④ 父または母の生死が不明である
- ⑤ 父または母が子育てを放棄している
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないか明らかでない

◆所得制限について

前年の所得が一定額以上あるときは、その年度(11月から翌年の10月まで)に手当の一部または全部が支給停止となります。

◆現況届の提出について

支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

◆手当額（月額）について

区分	手 当 月 額		
	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	42,910円	53,050円	59,130円
一部支給	42,900円～10,120円	53,030円～15,190円	59,100円～18,230円

※第2子は10,130円～5,070円、第3子以降は6,070円～3,040円で所得に応じた加算となります。

【お問い合わせ先】 奥出雲町役場福祉事務所 福祉グループ
有線：31-5386 電話：54-2541

障がいのため介護が必要な方等へ手当を支給します

特別児童扶養手当

月額 1級 52,200円
2級 34,770円

20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合(施設入所者を除く)

特別障害者手当

月額 27,200円

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方(施設入所者や病院等に継続して3か月を超えて入院している方を除く)

障害児福祉手当

月額 14,790円

20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方(施設入所者を除く)

■所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■所得状況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」の提出が必要です。(用紙は8月上旬に送付します。)

【お問い合わせ先】 奥出雲町役場福祉事務所 福祉グループ
有線：31-5376 電話：54-2541

給付金のお知らせ

未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます!

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額	17,500円
申請期間	令和元年8月1日(木)～12月2日(月)
支給時期	原則として、令和2年1月に支給 (児童扶養手当と同日に支給)

支給要件

●支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 - ② 基準日(令和元年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
 - ③ 基準日(令和元年10月31日)において、事実婚をしていない方または、事実婚の相手方の生死が明らかでない方
- ※支給対象者が基準日(令和元年10月31日)の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

給付金の支給手続きについて

●申請先:奥出雲町福祉事務所

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」窓口

●提出物：①申請書 ②戸籍謄本(抄本)

※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行います。

●給付金・申請に関するお問い合わせ

奥出雲町役場福祉事務所 福祉グループ
「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」窓口
有線：31-5386 電話：0854-54-2541

本人確認書類

マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写し
または、医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、住民票等2点以上の写し

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し
※児童扶養手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

●申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

島根県および農業振興課・健康福祉課からのお知らせ

～ 熱中症を予防しましょう ～

①暑さを避ける

- ・温度や湿度の確認
- ・扇風機やエアコン等での室内の温度調節
- ・外出時には日陰の利用、日傘や帽子の着用
- ・通気性、吸湿性、速乾性のある衣服の着用
- ・保冷剤、氷、冷たいタオル等で身体を冷やす

②こまめに水分補給をする

たくさん汗をかいた時には塩分補給も行いましょう

夏の農作業時の注意点！！

- ・日中の高温時は作業を極力行わない
- ・作業前、作業中のこまめな水分補給・休憩をとる
- ・作業は2人以上で行いましょう
- ・通気性の良い衣服や帽子、送風機等の活用
- ・高温多湿の環境を避け、なるべく日陰での作業

めまいや吐き気、等の症状がみられたときには涼しいところで休み、症状が改善しない場合は医療機関を受診しましょう。

環境にもお財布にもやさしい生活にチャレンジ!!

『自分でできる、夏を涼しく過ごす「グリーンカーテン」』

これから直射日光が強くなる時期になり、窓からの日差しで室温が上がりますよね。その対策は、『窓の外で熱を防ぐこと!』。

“すだれ”や“シェード”、“グリーンカーテン”などを利用してはいかですか。グリーンカーテンは、日射の熱エネルギーの約80%をカットする遮蔽効果があることが分かっています。ゴーヤのカーテンの葉の表と裏では約3℃の違いがあり、窓は4℃、室内の床は6℃下がったという結果も報告されています。

室内の天井などに溜まった熱は、エアコンの利きを悪くしたりもします。

皆さんもこの夏、グリーンカーテンで涼しく過ごしてみませんか。



未来のために、いま選ぼう。

地球温暖化防止対策地域協議会・エコナйт
(奥出雲町在住まねエコライフサポーターの会)